

●香川県監査委員公表第27号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

平成20年9月12日

香川県監査委員	平 木 享
同	水 本 勝 規
同	鍋 嶋 明 人
同	野 田 峻 司

- 1 監査対象部局 土木部
- 2 監査対象年度 平成19年度
- 3 監査の概要

監査対象機関	監査年月日
長尾土木事務所	平成20年8月18日
中讃土木事務所	〃
西讃土木事務所	〃
高松港管理事務所	〃
高松土木事務所	平成20年8月21日
道路課	平成20年8月26日
港湾課	〃
河川砂防課	平成20年8月28日
下水道課	〃
建築課（建築指導室）	〃
土木監理課（用地対策室）	平成20年8月29日
技術企画課（工事検査室）	〃
都市計画課	〃
住宅課	〃

4 監査の結果

財務に関する事務については次のとおりであり、その他の軽微な事項については、その都度、関係機関に口頭により指導を行った。

予算執行及び財産管理に当たっては、今後とも、厳正かつ効率的な執行に留意するよう要望した。

(1) 指摘事項

該当事項なし

(2) 指導注意事項

ア 特殊現場作業手当について

特殊現場作業手当（特殊勤務手当）の支給に当たり、支給額に誤りがあるので、正当額との差額を返納させる必要がある。（長尾土木事務所）

イ 財産売払い時の見積書の徴収について

不用品決定した公用車を売却するため、1社のみ見積書を徴収しているものがあつたので、2社以上から見積書を徴収する必要がある。（長尾土木事務所）

ウ 占用料に係る督促状の発行について

納付期限内に納められていない河川占用料及び港湾占用料について、納付期限から20日以内に督促状が発行されていないものがある。(中讃土木事務所、西讃土木事務所)

(3) 検討指示事項

ア 登記事務処理の推進について

用地の未登記の解消については、計画的な取組により一定の改善成果は認められるものの、引き続き計画的・重点的な登記事務処理の推進を図る必要がある。(土木監理課)

イ 廃道敷及び廃川敷の管理及び処分について

廃道敷及び廃川敷が相当数見受けられることから、その実態を的確に把握し、適切な管理及び処分の推進に努める必要がある。(道路課、河川砂防課)

ウ 財産管理について

道の駅について、財産の管理方法等について検討し、併せて情報提供機器について、一部使用できない機器があるので、その必要性及び修繕等の措置を講じることについて検討する必要がある。(道路課、高松土木事務所、西讃土木事務所)